

別表1(第31条関係)

(職員の勤務時間及び休憩時間)

職員別	正 職 員		臨時職員	
	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間
勤務時間	8時30分	17時15分	8時30分	17時15分
休憩時間	12時15分～13時00分		12時00分～13時00分	

- ① 臨時職員は上記の勤務時間の規定にかかわらず、業務の都合により始業時間及び終業時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- ② 臨時職員は上記の勤務時間の規定にかかわらず、業務の都合により就業時間を短縮することができる。
- ③ 上記の規定は、それぞれの職員が所定の勤務場所において勤務することを原則として勤務時間と休憩時間を示しているが、事業場外で勤務し労働時間を算定し難いときは所定労働時間、勤務したものとみなす。

別表2(第37条関係)

(年次有給休暇)

(1)正職員

- ① 前年の所定勤務日数の8割以上出勤した場合、20日を付与する。
- ② 採用された年は、採用月に応じて次のとおり付与する。

採用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日
採用月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇日数	10日	8日	7日	5日	3日	2日

(2)臨時職員

- ① 週所定労働日数が5日以上、又は週所定労働時間が30時間以上の職員

継続勤務年数	0.5年	1年	1.5年	2年	2.5年	3年	3.5年
休暇日数	10日	10日	11日	11日	12日	13日	14日
継続勤務年数	4年	4.5年	5年	5.5年	6年	6.5年以上	
休暇日数	15日	16日	17日	18日	19日	20日	

- ② 週所定労働日数が4日以下かつ所定労働時間が30時間未満の職員

継続勤務年数	1年間の							
	週所定労働日数	所定労働日数	0.5年	1年	1.5年	2年	2.5年	3年
付与日数	4日	169日～216日	7日	7日	8日	8日	9日	9日
	3日	121日～168日	5日	5日	6日	6日	6日	7日
	2日	73日～120日	3日	3日	4日	4日	4日	4日
	1日	48日～72日	1日	1日	2日	2日	2日	2日
継続勤務年数	週所定労働日数							
	週所定労働日数	3.5年	4年	4.5年	5年	5.5年	6年	6.5年以上
付与日数	4日	10日	11日	12日	12日	13日	14日	15日
	3日	8日	8日	9日	9日	10日	10日	11日
	2日	5日	5日	6日	6日	6日	6日	7日
	1日	2日	2日	3日	3日	3日	3日	3日

別表3(第40条第1項第9号関係)

死 亡 し た 者		忌 引 日 数
配偶者		10日
血 族	一親等の直系尊属(父母)	7日
	一親等の直系卑属(子)	5日
	二親等の直系尊属(祖父母)	3日
	二親等の直系卑属(孫)	1日
	二親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日
	三親等の傍系尊属(伯叔父母)	3日
姻 族	一親等の直系尊属	3日
	一親等の直系卑属	1日
	二親等の直系尊属	1日
	二親等の直系卑属	1日
	三親等の傍系尊属	1日
備考		
<p>1 生計を一にする姻族は、血族に準ずる。</p> <p>2 葬祭のため遠隔地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。</p>		